

平成26年 4月 25日
東日本高速道路株式会社

警視庁からの要請による公共工事からの暴力団関係企業等の排除措置について

1. 排除措置対象業者名及び住所ならびに措置期間

長田組土木（株） 山梨県甲府市飯田4丁目10番27号

平成26年4月25日から、警視庁による今般の排除要請が取り消されたことが確認できるまでの期間

2. 措置概要

長田組土木(株)を、警視庁による今般の排除要請が取り消されたことが確認できるまでの期間、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う公共工事からの暴力団関係企業等の排除に関する合意書（平成25年3月29日付）」（以下「合意書」）に基づき、当社が行う公共工事に係る契約の相手方から排除する。

3. 措置理由

警視庁から当社関東支社に対し、長田組土木(株)が、合意書に定める排除措置の対象となる法人等に該当するとして、合意書に基づく排除要請があったもの。
(平成26年4月25日付 組三. 排1第562号)

○問い合わせ： 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上